

新潟県大学図書館協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、新潟県大学図書館協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、会員相互の緊密な連絡と協力により、図書館の充実発展を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 協議会は、新潟県内の大学、短期大学及び高等専門学校図書館を会員として組織し、入会及び退会は、総会において承認を得るものとする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 図書館に関し必要な調査研究

(2) 図書館活動における相互協力の推進

(3) 講演、研修会等の開催

(4) 他の団体との連絡提携

(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

(幹事館)

第5条 協議会に幹事館及び副幹事館を置く。

2 幹事館は協議会を代表し、幹事館及び副幹事館は会務を処理する。

(幹事館の選出)

第6条 幹事館及び副幹事館の選出は、会員の互選により選出する。

(幹事館の任期)

第7条 幹事館及び副幹事館の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第8条 幹事館は、毎年1回総会を開催するものとし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

2 会議は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

3 議事は、1会員1票により出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(協議会の事務)

第9条 協議会の事務は、幹事館において処理する。

(会則の変更)

第10条 この会則の変更は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を要する。

附 則

この会則は、平成7年4月27日から施行する。